



伊賀市 住民税非課税世帯等・住民税均等割のみ課税世帯 物価高騰 支援給付金（こども加算分）の支給について

令和5年度住民税均等割非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯で世帯に養育している児童がいる場合は、加算して支給します。

給付金を受給するためには、**裏面の手続きが必要**です。

給付金の支給額

児童1人につき **5万円**（1回限り）
※2005（平成17）年4月2日以後に
生まれた児童がいる場合が対象とな
ります

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理し
た日から2週間後が目安です。
※伊賀市から支払い通知は送付しませんので
通帳等をご確認ください。

支給対象者について

2023(令和5)年12月1日時点において伊賀市に住民登録があり、次のい
ずれかに該当する世帯であり、養育している児童がいる場合

- ①伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金の支給対象世帯
- ②伊賀市均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金の支給対象世帯

※別世帯（市外を含む）で養育している児童がいる等、申請が必要な
場合があります。

案内について

対象者と見込まれる方には2024（令和6）年2月中に案内を発送しま
す。

申請期限

2024(令和6)年 **5月31日（金）** ※必着



支給手続きは、裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金または伊賀市均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金を受給された方で、住民票の世帯内に児童がいる場合

- 対象と思われる世帯には、伊賀市から給付内容や確認事項が書かれた書類が届きます。
- 下記の確認事項に、変更が無いかを確認してください **(要返信)**。

【確認事項】

- ①記載された児童に誤りがないか
- ②記載された児童を養育しているかどうか



※別途、案内している伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金または伊賀市均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金の支給要件確認書の提出が必要です。ご注意ください。

別世帯（伊賀市外を含む）で養育している児童がいる場合

- 伊賀市では状況を把握していないため **申請が必要** な場合があります。
- 申請書に必要事項を記入して、直接または郵送でご提出ください。



伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金
伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



伊賀市 生活支援課「物価高騰支援給付金」窓口

電話番号：0595-22-9674

受付時間：8時30分から17時15分まで

(土・日曜日、祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く)

NINJA
CITY IGA
忍者市伊賀